

# 子どもを守るには？



## ワークⅠ どう思いますか？

- 下校時みんなのカバンを無理やり持たされている子どもがいました。あなたはこれをどう思いますか？
- また、カバンを持たされている子どもやこれを周りで見ている子どもはどんな気持ちでしょうか？

## ワークⅡ 考えてみましょう！

- あなたの地域では、どの子どもも生き生きと過ごしていますか？
- 子どもの様子で気になることはありませんか？

## ワークⅢ 語り合おう できること！

- 子どもを守り健全に育てるために、地域や家庭でできていること、さらにできることは何だと思いますか？

## 子どものSOSを見逃さないで!

### 資料①

#### いじめへの気づき

※H24.11.20 小森美登里氏(滋賀県いじめ対策研究チーム会議員/  
NPO法人ジェントルハートプロジェクト理事) 講演から抜粋

- 「しばらく様子を見る」対応は大変危険
  - ・ いろんな事案を見てみると、子どもは、大人が思っている以上に、切羽詰るまで、いじめられていることを打ち明けないことがわかってきました。
  - ・ ですから、子どもが相談してきた時点では、すでに心の傷は相当深くなっていると理解すべきであり、「しばらく様子を見る」対応は大変危険です。様子を見ている間に、いじめは深刻化し、心の傷はさらに深くなっていく恐れがあります。
- 子どもの頃を思い出そう
  - ・ なぜ、いじめられていることを大人に相談しないのか。そう思う前にちょっと立ち止まって、自らの子どもの頃を思い出してみてください。
  - ・ 子どもが、やっとの思いで打ち明けてくれたとき、「どうして相談しなかったの」「相談しないあなたもいけない」といった対応をすることは、子どもを絶望させてしまいます。
- 被害者責任論は大人の誤解
  - ・ どんなことがあっても、人が人を傷つけていいはずはありません。
  - ・ 被害者責任論は、問題を複雑化させているいじめに対する大人の誤解です。「いじめられるあなたにも原因があるのではないか」—この言葉もまた、やっとの思いで打ち明けてくれた子どもを絶望させるものであることを肝に銘じておきたいものです。
- いじめは、いじめ加害者問題
  - ・ 繰り返されるいじめ行為を止めない限り、真の問題解決にはつながりません。
  - ・ その意味で、被害者を守ることで併せて、加害者が抱える問題にどこまで寄り添うことができるのか。いじめ問題は、いじめ加害者問題であるとの認識で取り組むべきと考えます。

いじめによって子どもが命を落とすことのないように、社会全体で考えることが大切です。

### いじめとは…

いじめ防止対策推進法(第2条)では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

◎いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。いじめられる側に責任はありません。

他人を大切にする気持ちは、自分が大切にされていると感じることから生まれるのだ!



### 普段から子どもに声をかけましょう!

声をかけられることで、子どもは見守られていることに気づきます。

そして見守られていることで自分も大切にされていることがわかります。

### 子どもの変化に気づいたら?

いじめ、虐待、体罰など気になることがあれば、学校や行政(児童相談所、警察等)に相談しましょう!

## 見つめてみましょう! 地域の子ども

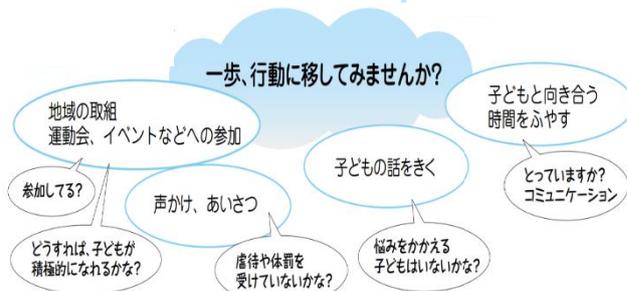
### 資料②

小さなことも見逃さないで!

- 仲間に入れず、一人でポツンと過ごすことが多い。
- 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたりする。
- 近所の年下の子どもとしか遊べなくなる。
- ゲームコーナーなどでお金をよくつかう。
- 一人で掃除や後片づけをさせられていることが多い。
- 自転車など個人の持ちものにいたずらをされる。

「ストップ!いじめアクションプラン」 滋賀県教育委員会より

## 語り合きましょう!



子どもは集団の中で人間関係をつくることを学びますが、その場は学校だけではありません。地域や家庭も大切な学びの場となります。大人たちが連携して、子どもを守り育てる環境をつくるのが大切です。

## 振り返りましょう!

### 資料③

#### 子どもの権利条約の4つの原則

- 差別の禁止  
差別のないこと
- 子どもの最善の利益  
子どもにとって最もよいこと
- 生命、生存及び発達に対する権利  
命を守られ成長できること
- 子どもの意見の尊重  
意見を表明し参加できること